

第3回 上下水道事業経営協議会 説明資料 【水道料金の現状について】

本市の水道料金は4年ごとに見直しを行うこととしており、前回は令和2年度に料金改定を実施しました。次回は令和6年度の見直しとしていましたが、コロナ禍で2年度の料金改定を4ヶ月延期したこと等により、次期見直しを1年先延ばしし、7年度とすることを昨年度決定しました。そのため、令和7年度からの水道料金について、料金改定か、現行の水準を継続か、もし、料金改定をする場合は、どの程度改定が必要か、基本料金を改定するのか、従量料金を改定するのかなどを、令和6年度までに決定する必要があります。

上下水道事業経営協議会におきましては、令和6年1月から来年度にかけて、本市の水道料金についての審議をいただき、最終的には、公営企業管理者あてに次期水道料金に関する意見書をいただく予定となっております。

その審議に先立ち、本市の「水道料金の現状について」説明します。

1. 経営の基本原則（1ページ）

水道事業は、「地方公営企業法」に基づき、経営されています。

同法第3条で、「経営の基本原則」が示されています。

「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とあります。

つまり、公営企業は「住民の福祉の向上」に努めなければならないということが、法律で定められているということです。

2. 独立採算の原則（2ページ）

公営企業は「独立採算」が基本であり、「地方公営企業法」では、「その経費は、経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされています。

つまり、水道事業では、受益者である水道を利用した方から、水道料金を徴収し、それをもって水道事業の経営を行うということになります。

3. 料金算定期間について（3ページ）

水道料金算定の基礎となる原価を集計する期間（以下「料金算定期間」という。）は、公益社団法人日本水道協会が示す「水道料金算定要領」によると、3年間から5年間を基準とすることになっています。本市では、現在、料金算定期間を4年間として、水道料金の見直しを行っており、次回の料金算定期間は令和7年度から10年度の4年間です。

4. これまでの水道料金改定の経緯（4ページ）

旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町、旧由比町ごとの、昭和 56 年度以降に実施した料金改定について、改定率を表しています。

平成 15 年 4 月の旧静岡市と旧清水市の合併に当たっては、当時の合併協議会において「水道料金については、合併後も当分の間、現行通りとし、合併後速やかに、新市における事業計画を策定し、料金体系などを検討する」と決定されました。

従って、水道料金表はそれぞれ旧静岡市及び旧清水市の制度を採用することとなり、静岡地区においては、表の水色で塗られている部分のとおり、平成 13 年 4 月に改定された水道料金表を合併後も採用していました。

また、清水地区においては、表のオレンジ色で塗られている部分のとおり、平成 9 年 4 月に改定された水道料金表を合併後も採用していました。

この結果、旧静岡市と旧清水市の合併後の新しい静岡市に、それぞれの旧市の制度が採用される「1市2制度」という状態になっていました。

その後、平成 18 年 3 月には静岡市と旧蒲原町が合併しましたが、ここでも、合併協議会において「水道料金については、合併後も当分の間、現行通りとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものとする」と決定されました。

蒲原地区においては、表の緑色で塗られている部分のとおり、平成 11 年 10 月に改定された水道料金表を合併後も採用していました。

この結果、合併後の新しい静岡市においては、旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町のそれぞれの制度が混在する「1市3制度」という状態になっていました。

このような「1市3制度」という状態は、使用者負担の公平性の観点から課題となっていましたが、これを解消するために、3つの水道料金表を1つに統一する「水道料金の一元化」を平成 20 年 6 月使用分から実施しました。なお、この一元化により、平均 3.2%の水道料金の値下げとなりました。

その後、平成 20 年 11 月に静岡市と旧由比町が合併しましたが、由比地区につきましては、一元化後の静岡市の水道料金表を採用することとなりました。

平成 24 年度から令和元年度までの 8 年間は、消費税率の増税分の改定を除き、料金改定はせずに現行料金を据え置いています。

令和 2 年 10 月には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4 か月延期となりましたが、水道管・水道施設の老朽化対策を加速させるため、平成 20 年度以降 12 年ぶりの料金改定を実施しました。

水道料金体系は基本料金と使用水量に応じた従量料金で構成されており、令和 2 年度の改定前は、この基本料金と従量料金の収入比率が 2 対 8 で、従量料金の割合が基本料金に比べ高く、つまり、使用水量の増減により、料金収入が非常に影響されやすい料金体系でした。

この課題への対応として、令和 2 年度の料金改定では基本料金のみを改定することとし、基本料金と従量料金の比率は 3 対 7 となり、財政基盤の強化を図りました。

5. 現行の水道料金体系及び単価（5ページ）

上段の表は、「料金の成り立ち」で、本市が採用しているものに色をつけています。

Aの「料金の構成」には、「一部料金制」と「二部料金制」があり、①の「一部料金制」は、定額もしくは、使用水量に応じて賦課される「従量料金」のいずれかを採用した制度で、②の「二部料金制」は、「基本料金」と「従量料金」とを組み合わせた制度です。

次に、Bの「基本料金」は、水道水の使用の有無に関わらず、賦課される料金です。

種類としては、③の「口径別料金」は、メーターの口径に応じて賦課されるもので、一般的には口径が大きいほど多額の設備投資が必要となるので、大口径の利用者には多くの費用負担をお願いするものです。

④の「用途別料金」は、使用用途に応じて賦課されるもので、家庭用、営業用などがあります。

⑤の「基本水量制」は、基本料金に一定水量を付与したもので、例えば、携帯電話で言うと基本料金に一定の無料通話が付与されているようなイメージとなります。

次に、Cの「従量料金」は、使用水量に応じて賦課される料金です。

種類としては、⑥の「単一型」は、1 m³あたりの単価が同一で、

⑦の「逡増型」は、使用水量が多くなるにつれて段階的に1 m³あたりの単価が高くなり、「逡減型」は、逆に使用水量が多くなるにつれて段階的に1 m³あたりの単価が低くなる料金体系です。

本市は、「二部料金制」、「口径別料金」、「逡増型」を採用しています。

以上を踏まえて、左下の表が本市の現行の水道料金表です。

「逡増型」を採用しているため、使用水量が多くなるほど、単価が高くなっていきます。

6. 他都市との水道料金の比較（6ページ）

上段の表が、東京都及び政令市における比較となっており、下段の表が静岡県内における比較となっています。

左側へ行くほど料金が安く、右側へ行くほど料金が安い都市となっており、静岡市は黄色く塗って示しています。また、赤い線は、「平均値」を示しています。

本市の水道使用者の大部分が占める口径である20mm（7ページで説明）は、上段の大都市比較でも、下段の静岡県内比較においても、平均よりも低くなっています。

安倍川伏流水、興津川表流水をはじめ、静岡市の豊富な水環境が、料金においても影響を受けています。

7. 口径別の給水収益・有収水量・給水戸数の割合（7ページ）

黄色の棒グラフが給水戸数、赤色が給水収益（料金収入）です。

一般家庭は、左側の小口径の13mm～20mmで、本市の水道使用者の大部分は口径20mm

に該当しています。事業所や学校などの中口径や、工場・プールなどの大口径は、一般家庭の小口径に比べると、比較的少ない戸数・給水収益（料金収入）となっています。

8. 給水人口と給水戸数の推移（8ページ）

平成 21 年度以降の給水人口と給水戸数の推移を示したグラフです。人口減少等に伴い、青線の給水人口は年々減少していますが、マンション及び賃貸アパートの建設や世帯構成の変化などにより、給水戸数は増加傾向となっています。経営に与える影響ですが、給水戸数の増加は給水収益のうち、基本料金収入の増加要因となりますが、給水人口の減少は、使用水量が減少するため、従量料金収入の減少要因となります。

9. 給水収益と有収水量の推移（9ページ）

青色の棒グラフで給水収益（料金収入）を、オレンジ色の折れ線で有収水量（使用水量）の推移を示しています。給水収益は人口減少等に伴う有収水量の減少により、減収傾向が続いています。

令和 2 年 10 月の料金改定により給水収益（料金収入）は、令和 2 年度、3 年度と増加していますが、令和 4 年度は再び減少に転じています。なお、令和 4 年度は台風 15 号の断水及び浸水被害に伴う水道料金の減額により、約 2 億円の減収となっていますが、断水被害に伴う料金減額分について、一般会計から繰入を行っています。

10. 建設改良費と補てん財源残高の推移（10ページ）

現在、上下水道事業経営戦略（水道編）で見込んでいる令和 16 年度までの建設改良費を棒グラフ、企業内に留保されている補てん財源残高を折れ線グラフで示しています。

建設改良費は令和 2 年度以降、老朽化対策を加速させていくため、急激に増加しています。令和 6 年度以降も引き続き、老朽化対策を実施していくため、年間 80～90 億円程度で推移しています。

一方、折れ線グラフの補てん財源残高は、上下水道事業経営戦略（水道編）で示した建設投資を進めた場合、令和 11 年度に枯渇することを表しています。

11. （参考）補てん財源の流れ（11ページ）

補てん財源とは、

- ・前年度以前から企業内部に留保されている資金（資料中央下段の緑色）
- ・当年度の収益的収支において発生した純利益（ " ピンク色）
- ・当年度の収益的支出に計上されている減価償却費（ " ピンク色）

で構成されます。

これを資料右側の資本的収支の不足分（ピンク色）にまわし、なお余った補てん財源は企業内に留保され、後年度の資本的収支の不足分にまわることとなります。

（純利益は、議会の議決により利益処分を経て、翌々年度以降に使用される。）